

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [教育カリキュラム](#) | [労働法実務講座⑨](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

労働法実務講座⑨

有期労働契約の更新

(1) 自動的更新

有期労働契約の場合において、その労働契約が反復更新されているとき又は労働者がその労働契約が更新されるものと期待する合理的な理由があるときに、その労働契約の満了日前後に労働者が労働契約の更新・締結の申込みをしたときには、使用者が労働者の申込みを拒絶することに合理的な理由がなく社会通念上の相当性がないときには、使用者は従来の労働契約と同一の労働条件でその申込みを承諾したものとみなされる（労働契約法19条）。

この場合においては、使用者が反対しても法律上自動的に労働契約が継続することとなる。

(2) 労働契約更新の男女差別禁止

事業主は、労働契約の更新等について、労働者の性別を理由として、差別的取り扱いをしてはならない（男女雇用均等法6条）。

(3) 労働契約更新の予告

使用者は、有期労働契約を更新しない場合（雇止め）においては少なくとも30日前に労働者に予告しなければならず、このときに労働者が更新しない理由について証明書（証明書の様式は法定されていない）を請求したときには、その証明書を交付しなければならない（平成15年厚生労働省告示357号）。

不合理な労働条件の禁止

有期労働者の労働条件は、職務の内容が有期雇用であることが原因で無期雇用労働者の労働条件と不合理に相違するものであってはならない（労働契約法20条）。

(つづく)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.